令和７年度随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

議会事務局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

	契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間）（物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	当該年度における決算額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
1	政策調査課	議会広報放送業務委託（委員会活動リポート）	議会広報放送業務	令和7年5月12日 ～ 令和7年10月1日	びわ湖放送株式会社	5,038,000	5,038,000	県全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
2	政策調査課	議会広報放送業務委託（県議会ダイジェスト）	議会広報放送業務	令和7年6月2日 ～ 令和8年3月31日	びわ湖放送株式会社	32,780,000	31,350,000	県全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であり、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

令和７年度長期継続契約締結の結果（７千万円以上）

議会事務局

該当なし